



# 税務・労務に役立つ NEWS LETTER 事務所通信

発行: 舘崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 函館市西旭岡町 3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki\_kaikei@lake.ocn.ne.jp

12  
2018

いつもお世話になっております。

寒さがひとしお身に染みる頃となりましたが、皆様いかがお過ごしですか。

お風邪など召されませぬようお気をつけください。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

## 平成 30 年分の年末調整における留意事項

年末調整の時期がやって来ました。平成 30 年分の年末調整においては、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正に伴い、各種申告書等の様式も改正されています。年末調整の際に発行する源泉徴収票や源泉徴収簿の様式も変更されていますので、ご紹介します。

### 留意事項：各種申告書等の見直し

#### ●給与所得者の配偶者控除等申告書について

「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が、平成 30 年分から「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められました。これに伴い、「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」(兼用様式)についても、平成 30 年分からは、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の 2 種類の様式に改められました。

今後、年末調整において、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるためには、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄への記載の有無にかかわらず、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を会社(給与の支払者)に提出する必要があることを、社員(給与所得者)に伝えておきましょう。

#### ●源泉徴収簿について

源泉徴収簿の⑮欄の「配偶者特別控除額」が「配偶者(特別)控除額」に改められました。また、⑯欄の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」が「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」に改められました。

これらに伴い、配偶者控除額に関して、平成 29 年分の源泉徴収簿においては、⑯欄の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」に含めて記載することになっていましたが、平成 30 年分からの源泉徴収簿においては、⑮欄の「配偶者(特別)控除額」に記載することとされました。

生命保険料の控除額	⑬
地震保険料の控除額	⑭
配偶者特別控除額	⑮
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯
所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)	

変更

生命保険料の控除額	⑬
地震保険料の控除額	⑭
配偶者(特別)控除額	⑮
扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯
所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)	

